

<p><b>商务部令 2018 年第 6 号 关于修改《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》的决定</b></p> <p>《关于修改〈外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法〉的决定》已经商务部第 4 次部务会议审议通过，现予公布，自 2018 年 6 月 30 日起施行。</p> <p style="text-align: right;">部长 钟山 2018 年 6 月 29 日</p>	<p><b>商務部令 2018 年第 6 号 《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》改定に関する決定</b></p> <p>《〈外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法〉改定に関する決定》は、すでに商務部第 4 回部務會議の審議を通過したため、ここに公布し、2018 年 6 月 30 日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">部長 鐘山 2018 年 6 月 29 日</p>
<p><b>关于修改《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》的决定</b></p> <p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，在全国推开外资企业设立商务备案与工商登记“一套表格、一口办理”，优化外商投资企业设立备案程序，进一步提升外商投资便利化水平，商务部决定，对《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》（商务部令 2017 年第 2 号）作如下修改：</p> <p>一、将第五条第一款、第二款修改为：“设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，全体投资者（或外商投资股份有限公司董事会）指定的代表或共同委托的代理人在向工商和市场监督管理部门办理设立登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。</p> <p>由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在向工商和市场监督管理部门办理变更登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。”</p> <p>增加一款，作为第五条第三款：“备案机构自取得工商和市场监督管理部门推送的备案信息时，开始办理备案手续，并应同时告知投资者。”</p>	<p><b>《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》改定に関する決定</b></p> <p>中国共産党中央委員会・國務院の政策決定・手配を徹底・実行し、全国において外資企業設立に関する商務備案および工商登記の「（手續申請書類の）一つの書式・ワンストップ手續」を推進し、外商投資企業の設立および備案手順を合理化し、外商投資の利便化レベルをさらに向上させるため、商務部は、《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》（商務部令 2017 年第 2 号）に対して以下の通り改定することを決定した：</p> <p>一、第五条第一項・第二項を以下の通り改定する：「外商投資企業の設立について、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、すべての投資者（あるいは外商投資株式有限公司の董事会）が指定した代表または共同委託した代理人が工商および市場監督管理部門に設立登記を行う際、外商投資企業設立備案情報をオンラインで一括送信・報告しなければならない。</p> <p>合併買収・吸収合併などの方式により、非外商投資企業が外商投資企業に変更となり、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、工商および市場監督管理部門に変更登記を行う際、外商投資企業設立備案情報をオンラインで一括送信・報告しなければならない。」</p> <p>一項を追加し、第五条第三項とする：「備案機関は、工商および市場監督管理部門が送信する備案情報の取得時より、備案手續の取扱を開始し、同時に投資者に告知しなければならない。」</p>

二、删除第七条第一款、第三款，删除第二款中的“登记前或”。

三、删除第八条第一款中的“通过综合管理系统”，并将该款第（三）项中的“或全体发起人”修改为“或外商投资股份有限公司董事会”。

四、删除第九条。

五、将第十二条第一款中的“外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对”修改为“备案机构取得外商投资企业设立或变更备案信息后，对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对”；将第二款最后一句修改为“外商投资企业或其投资者应于5个工作日内就同一设立或变更事项向备案机构另行申请补充备案信息。”

六、删除第十三条中的“外商投资企业名称预核准材料（复印件）或”。

此外，对相关条款的顺序和附件相关内容作相应调整。

## 外商投资企业设立及变更备案 管理暂行办法

### 第一章 总则

**第一条** 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理体制的改革，完善法治化、国际化、便利化的营商环境，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。

**第二条** 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用本办法。

二、第七条第一項・第三項を削除し、第二項の「登記前あるいは」を削除する。

三、第八条第一項の「総合管理システムを通じて」を削除し、当該条第（三）項の「あるいはすべての発起人」を「あるいは外商投資株式有限公司の董事会」に改定する。

四、第九条を削除する。

五、第十二条第一項の「外商投資企業あるいはその投資者がオンラインで《設立申告表》あるいは《変更申告表》および関連書類を提出した後、備案機関は記入された情報について形式上の完全性および正確性を確認」を「備案機関は外商投資企業の設立あるいは変更備案情報を取得した後、記入された情報について形式上の完全性および正確性を確認」に改定する；第二項の最後の一文を「外商投資企業あるいはその投資者は、5営業日以内に同一の設立あるいは変更事項について備案機関に別途申請し、備案情報を追加しなければならない。」に改定する。

六、第十三条の「外商投資企業名称事前認可資料（写し）あるいは」を削除する。

この他、関連条項の順序および付属文書の関連内容について相応の調整を行う。

## 外商投資企業設立および変更備案 管理暫定弁法

### 第一章 総則

**第一条** 対外開放をさらに拡大し、外商投資管理体制的改革を推進し、法治化・国際化・利便化されたビジネス環境を完備するため、《中華人民共和国中外合弁經營企業法》・《中華人民共和国中外合作經營企業法》・《中華人民共和国外資企業法》・《中華人民共和国公司法》および関連法律・行政法規および国务院の決定に基づき、本弁法を制定する。

**第二条** 外商投資企業の設立および変更について、国家规定により実施される参入特別管理措置に該当しない場合、本弁法を

<p><b>第三条</b> 国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门，以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构，负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。</p> <p>备案机构通过外商投资综合管理信息系统（以下简称综合管理系统）开展备案工作。</p> <p><b>第四条</b> 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息，填写备案申报承诺书，不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信息相关的证明材料。</p> <p><b>第二章 备案程序</b></p> <p><b>第五条</b> 设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，全体投资者（或外商投资股份有限公司董事会）指定的代表或共同委托的代理人在向工商和市场监督管理部门办理设立登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。</p> <p>由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在向工商和市场监督管理部门办理变更登记时，应一并在线报送外商投资企业设立备案信息。</p> <p>备案机构自取得工商和市场监督管理部门推送的备案信息时，开始办理备案手续，并应同时告知投资者。</p> <p><b>第六条</b> 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后30日内通过综合管理系统在</p>	<p>適用する。</p> <p><b>第三条</b> 國務院商務主管部門は、全国範圍内における外商投資企業の設立および変更の備案管理業務の統括および指導を担当する。</p> <p>各省・自治区・直辖市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門、および自由貿易試験区・国家級經濟技術開発区の関連機関は、外商投資企業の設立および変更の備案機関であり、当該区域内における外商投資企業の設立および変更の備案管理業務を担当する。</p> <p>備案機関は外商投資総合管理情報システム（以下「総合管理システム」）を通じて、備案業務を実施する。</p> <p><b>第四条</b> 外商投資企業あるいはその投資者は、本弁法に基づき真実・正確・完全に備案情報を提供し、備案申告承諾書に記入しなければならず、偽りの記載・誤解を招く記述あるいは重大な遺漏があってはならない。外商投資企業あるいはその投資者は、提出済備案情報に関する証明資料を適切に保存しなければならない。</p> <p><b>第二章 備案手続</b></p> <p><b>第五条</b> 外商投資企業の設立について、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、すべての投資者（あるいは外商投資株式有限公司の董事会）が指定した代表または共同委託した代理人が工商および市場監督管理部門に設立登記を行う際、外商投資企業設立備案情報をオンラインで一括送信・報告しなければならない。</p> <p>合併買収・吸収合併などの方式により、非外商投資企業が外商投資企業に変更となり、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、工商および市場監督管理部門に変更登記を行う際、外商投資企業設立備案情報をオンラインで一括送信・報告しなければならない。</p> <p>備案機関は、工商および市場監督管理部門が転送する備案情報の取得時より、備案手続の取扱を開始し、同時に投資者に告知しなければならない。</p> <p><b>第六条</b> 本弁法が規定する備案範囲に該当する外商投資企業について、以下の変更事項が発生する場合、外商投資企業が指定した代表または委託した代理人が、変更事</p>
--	--

线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》（以下简称《变更申报表》）及相关文件，办理变更备案手续：

（一）外商投资企业基本信息变更，包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、是否属于国家规定的进口设备减免税范围、注册资本、投资总额、组织机构构成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更；

（二）外商投资企业投资者基本信息变更，包括姓名（名称）、国籍/地区或地址（注册地或注册地址）、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类型变更；

（三）并购设立外商投资企业交易基本信息变更；

（四）股权（股份）、合作权益变更；

（五）合并、分立、终止；

（六）外资企业财产权益对外抵押转让；

（七）中外合作企业外国合作者先行回收投资；

（八）中外合作企业委托经营管理。

其中，合并、分立、减资等事项依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案时说明依法办理公告手续情况。

前述变更事项涉及最高权力机构作出决议的，以外商投资企业最高权力机构作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。

外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外国投资者持股比例变化累计超过5%以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。

**第七条** 外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应

項発生後30日以内に総合管理システムを通じて《外商投资企业变更备案申报表》（以下《变更申报表》）および関連書類をオンラインで作成並びに提出し、変更備案手続を行わなければならない：

（一）外商投資企業の基本情報変更、これには名称・登録住所・企業類型・経営期限・投資業種・業務類型・経営範囲・国家が規定する輸入設備の減税免税範囲に属しているか否か・登録資本・投資総額・組織機構構成・法定代表人・外商投資企業の最終実際支配者情報・連絡人および連絡方式の変更を含む；

（二）外商投資企業投資者の基本情報変更、これには氏名（名称）・国籍/地区あるいは住所（登録地または登録住所）・証書類および番号・払込引受出資額・出资方式・出資期限・資金源・投資者類型の変更を含む；

（三）合併買収による外商投資企業設立取引の基本情報変更；

（四）持分（株式）・合作權益変更；

（五）合併・分割・終了；

（六）外資企業財産權益の对外担保・譲渡；

（七）中外合作企業の外国側合作者による先行投資回収；

（八）中外合作企業による経営管理の委託。

このうち、合併・分割・減資などの事項を関連法律・法規の規定に基づき公告しなければならない場合、変更備案を行う際に法に基づく公告手続の実施状況を説明しなければならない。

前述の変更事項が最高権力機構による決議に及ぶ場合、外商投資企業の最高権力機構が決議を行う時間をもって変更事項の発生時間とする；法律・法規に外商投資企業の変更事項の発効条件に対する別の要求がある場合は、相応する要求を充足する時間をもって変更事項の発生時間とする。

外商投資の上場会社および全国中小企業株式譲渡システムに公示している会社は、外国投資者の持分比率変更が累計5%を超過する、および持分あるいは相対的な持分支配の地位に変化が発生する場合に限り、投資者の基本情報あるいは持分変更事項について備案手続を行うことができる。

**第七条** 外商投資の上場会社が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資について、

于证券登记结算机构证券登记后30日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。

**第八条** 外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需上传提交以下文件：

(一) 外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照；

(二) 外商投资企业全体投资者（或全体发起人）或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺书》；

(三) 全体投资者（或外商投资股份有限公司董事会）或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明；

(四) 外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明（未委托他人签署相关文件的，无需提供）；

(五) 投资者主体资格证明或自然人身份证明（变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供）；

(六) 法定代表人自然人身份证明（变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供）；

(七) 外商投资企业最终实际控制人股权结构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）；

(八) 涉及外国投资者以符合规定的境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》。

前述文件原件为外文的，应同时上传提交中文翻译件，外商投资企业或其投资者应确保中文翻译件内容与外文原件内容保持一致。

**第九条** 经审批设立的外商投资企业发生变更，且变更后的外商投资企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应办理备

案範圍に該当する場合、証券登記決済機構の登記後 30 日以内に變更備案手続を行い、《變更申告表》を作成しなければならない。

**第八条** 外商投資企業あるいはその投資者が外商投資企業の設立あるいは變更備案手続を行う場合、以下の書類をアップロードし提出しなければならない：

(一) 外商投資企業名称事前認可資料あるいは外商投資企業営業許可証；

(二) 外商投資企業のすべての投資者（あるいはすべての発起人）またはその授権した代表が署名した《外商投資企業設立備案申告承諾書》、あるいは外商投資企業の法定代表人またはその授権した代表が署名した《外商投資企業變更備案申告承諾書》；

(三) すべての投資者（あるいは外商投資株式有限公司の董事会）または外商投資企業が指定した代表あるいは共同委託した代理人の証明、これには授権委託書および被委託人の身分証明を含む；

(四) 外商投資企業の投資者あるいは法定代表人が他人に関連文書の署名を委託することの証明、これには授権委託書および被委託人の身分証明を含む（他人に関連文書の署名を委託しない場合は提出不要）；

(五) 投資者主体の資格証明あるいは自然人の身分証明（変更事項が投資者の基本情報変更に関連しない場合は提出不要）；

(六) 法定代表人自然人の身分証明（変更事項が法定代表人の変更に関連しない場合は提出不要）；

(七) 外商投資企業の最終實際支配者の持分構造図（変更事項が外商投資企業の最終實際支配者の変更に関連しない場合は提出不要）；

(八) 外国投資者が規定に合致した国外会社の持分を支払手段とする場合、国外会社の持分を取得した国内企業の《企業国外投資証書》を提出しなければならない。

前述の書類原本が外国語の場合、同時に中国語翻訳をアップロードし提出しなければならない。外商投資企業あるいはその投資者は中国語翻訳の内容が外国語原本の内容と一致していることを保証しなければならない。

**第九条** 審査・批准を経て設立された外商投資企業に變更が発生し、かつ變更後の外商投資企業が国家の規定により実施され

案手续；完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。

**第十条** 备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。

**第十一条** 备案机构取得外商投资企业设立或变更备案信息后，对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在3个工作日内完成备案。不属于备案范围的，备案机构应在3个工作日内在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理，并通知相关部门依法处理。

备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确，或需要其对经营范围作出进一步说明的，应一次性在线告知其在15个工作日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。如外商投资企业或其投资者未能在15个工作日内补齐相关信息，备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者应于5个工作日内就同一设立或变更事项向备案机构另行申请补充备案信息。

备案机构应通过综合管理系统发布备案结果，外商投资企业或其投资者可在综合管理系统中查询备案结果信息。

**第十二条** 备案完成后，外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业营业执照（复印件）向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》（以下简称《备案回执》）。

る参入特別管理措置に該当しない場合、備案手続を行わなければならない；備案が完了した場合、その《外商投资企业批准证书》は同時に失効となる。

**第十条** 備案管理の外商投資企業に発生した変更事項が国家の規定により実施される参入特別管理措置に該当する場合、外商投資に関する法律・法規に基づき審査・批准手続を行わなければならない。

**第十一条** 備案機関は外商投資企業の設立あるいは変更備案情報を取得した後、記入された情報の形式上の完全性および正確性について確認し、また申告事項が備案範囲に該当しているか否か判定する。本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、備案機関は3営業日以内に備案を完了させなければならない。備案範囲に該当しない場合、備案機関は3営業日以内に関連規定に基づき手続を行うよう外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、関連部門にも法に基づき処理するよう通知しなければならない。

備案機関は、外商投資企業あるいはその投資者が記入した情報が形式上完全でない・正確でないことを発見した、あるいは経営範囲についてさらに説明が必要である場合、15営業日以内にオンラインで関連情報を補足して提出するよう一度でオンラインにて告知しなければならない。補足情報を提出する時間は、備案機関の備案期限に算入しない。外商投資企業あるいはその投資者が15営業日以内に関連情報を補完できなかった場合、備案機関は外商投資企業あるいはその投資者に対して備案が未完了であることをオンラインで告知しなければならない。外商投資企業あるいはその投資者は、5営業日以内に同一の設立あるいは変更事項について備案機関に別途申請し、備案情報を追加しなければならない。

備案機関は総合管理システムを通じて備案結果を公表し、外商投資企業あるいはその投資者は総合管理システムで備案結果情報を照会することができる。

**第十二条** 備案完了後、外商投資企業あるいはその投資者は、外商投資企業営業許可証（写し）をもって、備案機関にて《外商投資企業設立備案受領書》あるいは《外商投資企業変更備案受領書》（以下《備案

<p><b>第十三条</b> 备案机构出具的《备案回执》载明如下内容：</p> <p>（一）外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料，且符合形式要求；</p> <p>（二）备案的外商投资企业设立或变更事项；</p> <p>（三）该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围；</p> <p>（四）是否属于国家规定的进口设备减免税范围。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 监督管理</b></p> <p><b>第十四条</b> 商务主管部门对外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。</p> <p>商务主管部门可采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。</p> <p>商务主管部门与公安、国有资产、海关、税务、工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合，加强信息共享。商务主管部门在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行爲，应及时通报有关部门。</p> <p><b>第十五条</b> 商务主管部门应当按照公平规范的要求，根据外商投资企业的备案编号等随机抽取确定检查对象，随机选派检查人员，对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由商务主管部门通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。</p> <p><b>第十六条</b> 公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行为的，可以向商务主管部门举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，商务主管部门接到举报后应当进行必要的检查。</p>	<p>受領書》)を受領することができる。</p> <p><b>第十三条</b> 備案機関が発行する《備案受領書》には、下記の内容が記載される：</p> <p>（一）外商投資企業あるいはその投資者がすでに設立または変更備案申請資料を提出しており、かつ形式上の要求に合致していること；</p> <p>（二）備案した外商投資企業の設立あるいは変更事項；</p> <p>（三）当該外商投資企業の設立あるいは変更事項が備案範囲に含まれること；</p> <p>（四）国家が規定する輸入設備の減税免稅範囲に属しているか否か。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 監督管理</b></p> <p><b>第十四条</b> 商務主管部門は、外商投資企業およびその投資者による本弁法の遵守状況に対して監督・検査を実施する。</p> <p>商務主管部門は、抽出検査・告発に基づく検査・関連部門または司法機関の提案および報告された情報に基づく検査、並びに職権行使による検査などの方式を採用し、監督・検査を行うことができる。</p> <p>商務主管部門は、公安・国有資産・税関・税務・工商・証券・外貨などの関連行政管理部门と密接に共同協力し、情報共有を強化しなければならない。商務主管部門は、監督・検査の過程において外商投資企業あるいはその投資者による本部門の管理職責に属さない法律・規定違反行爲を発見した場合、遅滞なく関連部門に報告しなければならない。</p> <p><b>第十五条</b> 商務主管部門は公平かつ規範的との要求に従い、外商投資企業の備案番号などに基づき検査対象を無作為に抽出・確定し、検査員を無作為に選択・派遣し、外商投資企業およびその投資者に対して監督・検査を行わなければならない。抽出検査の結果は、商務主管部門により商务部外商投資情報公示プラットフォームを通じて開示される。</p> <p><b>第十六条</b> 公民・法人あるいはその他組織は、外商投資企業あるいはその投資者の本弁法に違反した行爲を発見した場合、商務主管部門に告発することができる。告発は書面形式を採るものとし、被告発者が明確であり、かつ関連する事実および証拠が提供された場合、商務主管部門は告発を受</p>
--	--

<p><b>第十七条</b> 其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中,发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行为的,可以向商务主管部门提出监督检查的建议,商务主管部门接到相关建议后应当及时进行检查。</p> <p><b>第十八条</b> 对于未按本办法的规定进行备案,或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者,商务主管部门可依职权对其启动检查。</p> <p><b>第十九条</b> 商务主管部门对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括:</p> <p>(一) 是否按照本办法规定履行备案手续;</p> <p>(二) 外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整;</p> <p>(三) 是否在国家规定实施准入特别管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动;</p> <p>(四) 是否未经审批在国家规定实施准入特别管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动;</p> <p>(五) 是否存在触发国家安全审查的情形;</p> <p>(六) 是否伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》;</p> <p>(七) 是否履行商务主管部门作出的行政处罚决定。</p> <p><b>第二十条</b> 检查时,商务主管部门可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料,被检查人应当如实提供。</p> <p><b>第二十一条</b> 商务主管部门实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动,不得接受被检查人提供的财物或者服务,不得谋取其他非法利益。</p>	<p>理した後、必要な検査を実施しなければならない。</p> <p><b>第十七条</b> その他の関連部門あるいは司法機関は、職責履行の過程において、外商投資企業あるいはその投資者の本弁法に違反した行為を発見した場合、商務主管部門に監督・検査を提案することができ、商務主管部門は関連する提案を受けた後、遅滞なく検査を実施しなければならない。</p> <p><b>第十八条</b> 本弁法の規定に基づき備案を行っていない、もしくは備案が正確でない、監督・検査に非協力である、商務主管部門による行政処罰決定の履行を拒否したとの記録が過去にあった外商投資企業あるいはその投資者に対して、商務主管部門はその職権により検査を開始することができる。</p> <p><b>第十九条</b> 商務主管部門が外商投資企業およびその投資者に対して行う監督・検査の内容には下記を含む:</p> <p>(一) 本弁法に基づき備案手続を履行しているか;</p> <p>(二) 外商投資企業あるいはその投資者が記入した備案情報が、真実・正確・完全であるか;</p> <p>(三) 国家の規定により実施される参入特別管理措置に列記された投資禁止分野における投資経営活動を行っていないか;</p> <p>(四) 国家の規定により実施される参入特別管理措置に列記された投資制限分野における投資経営活動を未認可で行っていないか;</p> <p>(五) 国家安全審査に抵触する状況が存在していないか;</p> <p>(六) 《備案受領書》を偽造・変造・賃貸・貸出・譲渡していないか;</p> <p>(七) 商務主管部門による行政処罰決定を履行したか。</p> <p><b>第二十条</b> 検査の際、商務主管部門は法により関連資料の査閲を行い、または被検査者に関連資料の提出を求めることができる。被検査者はありのままに関連資料を提供しなければならない。</p> <p><b>第二十一条</b> 商務主管部門は検査を実施するにあたり、被検査者の正常な生産経営活動に支障を与えてはならず、被検査者が提供する財物またはサービスを受け取って</p>
---	--

<p><b>第二十二条</b> 商务主管部门和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息，应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中，对于未按本办法规定进行备案，备案不实，伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》，对监督检查不予配合或拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定的，商务主管部门应将相关诚信信息通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。</p> <p>商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。</p> <p>商务主管部门依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密，或国家秘密。</p> <p><b>第二十三条</b> 外商投资企业及其投资者可以查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息，如认为有关信息记录不完整或者有错误的，可以提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的，予以修正。</p> <p>对于违反本办法而产生的不诚信记录，在外商投资企业或其投资者改正违法行为、履行相关义务后3年内未再发生违反本办法行为的，商务主管部门应移除该不诚信记录。</p> <p><b>第四章 法律责任</b></p> <p><b>第二十四条</b> 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，未能按期履行备案义务，或在进行备案时存在重大遗漏的，商务主管部门应责令限期改正；逾期不改正，或情节严重的，处3万元以下罚款。</p> <p>外商投资企业或其投资者违反本办法的</p>	<p>はならず、またその他の違法な利益の取得を図ってはならない。</p> <p><b>第二十二条</b> 商務主管部門およびその他の主管部門は、監督・検査中に掌握した外商投資企業あるいはその投資者の信用状況の報告情報について、商務部外商投資信用記録システムに記入しなければならない。そのうち、本弁法の規定に基づき備案を行っていない、備案が正確でない、《備案受領書》を偽造・変造・貸貸・貸出・譲渡した場合において、監督・検査に非協力的であった、あるいは商務主管部門による行政处罚決定の履行を拒否した状況に対して、商務主管部門は関連信用情報を商務部外商投資情報公示プラットフォームを通じて開示しなければならない。</p> <p>商務部は、関連部門と外商投資企業およびその投資者の信用情報を共有する。</p> <p>商務主管部門が前述 2 項に基づき開示あるいは共有する信用情報には、外商投資企業あるいはその投資者のプライバシー・商業秘密、または国家機密を含んではならない。</p> <p><b>第二十三条</b> 外商投資企業およびその投資者は、商務部外商投資信用記録システムで自社の信用情報を照会することができる。関連情報の記録が不完全あるいは誤りがあると考えた場合、関連証明資料を提出し、商務主管部門に修正を申請することができる。審査を経て事実であった場合、修正を行う。</p> <p>本弁法に違反したことにより作成された信義則違反記録について、外商投資企業あるいはその投資者が違法行為を是正した・関連義務の履行後 3 年以内に本弁法に違反する行為が再度発生していない場合、商務主管部門は当該信義則違反記録を除去しなければならない。</p> <p><b>第四章 法律责任</b></p> <p><b>第二十四条</b> 外商投資企業あるいはその投資者が本弁法の規定に違反し、期限までに備案義務を履行してない、または備案に際し重大な遺漏があった場合、商務主管部門は期限内に是正するよう命じなければならない；期限を過ぎても是正されない、あるいは状況が深刻である場合には、3 万元以下の罰金を課す。</p> <p>外商投資企業あるいはその投資者が本弁</p>
---	--

規定，逃避履行备案义务，在进行备案时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息，或伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十五条** 外商投资企业或其投资者未经审批在国家规定实施准入特别管理措施所列的限制投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十六条** 外商投资企业或其投资者在国家规定实施准入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十七条** 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠商务主管部门监督检查的，由商务主管部门责令改正，可处1万元以下的罚款。

**第二十八条** 有关工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

## 第五章 附则

**第二十九条** 本办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项，未完成审批且属于备案范围的，审批程序终止，外商投资企业或其投资者应按照本办法办理备案手续。

法の規定に違反し、備案義務の履行を忌避し、備案に際し真実の状況を隠蔽した・誤解を招くあるいは虚偽の情報を提供した、または《備案受領書》を偽造・変造・賃貸・貸出・譲渡した場合、商務主管部門は期限内に是正するよう命じ、また3万元以下の罰金を課さなければならない。その他の法律・法規に違反した場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第二十五条** 外商投资企业あるいはその投資者が、審査・批准を経ずに国家の規定により実施される参入特別管理措置に列記された投資制限分野において投資経営活動を行った場合、商務主管部門は期限内に是正するよう命じ、また3万元以下の罰金を課さなければならない。その他の法律・法規に違反した場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第二十六条** 外商投资企业あるいはその投資者が、国家の規定により実施される参入特別管理措置に列記された投資禁止分野において投資経営活動を行った場合、商務主管部門は期限内に是正するよう命じ、また3万元以下の罰金を課さなければならない。その他の法律・法規に違反した場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第二十七条** 外商投资企业あるいはその投資者が、商務主管部門の監督・検査を忌避・拒否あるいはその他の方法で妨害した場合、商務主管部門は是正を命じ、1万元以下の罰金を課することができる。

**第二十八条** 関連職員が備案あるいは監督・管理の過程において、職権濫用・職務怠慢・私情による不正・賄賂の要求および受領を行った場合、法に基づき行政処分を与える；犯罪の場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

## 第五章 附則

**第二十九条** 本弁法の実施前に商務主管部門がすでに受理している外商投資企業の設立および変更事項について、審査・批准が完了しておらず、かつ備案範囲に該当している場合、審査・批准手順を終了し、外商投資企業あるいはその投資者は本弁法に基づき備案手続を行わなければならない。

**第三十条** 外商投资事项涉及反垄断审查的，按相关规定办理。

**第三十一条** 外商投资事项涉及国家安全审查的，按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时认为该外商投资事项可能属于国家安全审查范围，而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的，备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请，并暂停办理相关手续，同时将有关情况报商务部。

**第三十二条** 投资类外商投资企业（包括投资性公司、创业投资企业）视同外国投资者，适用本办法。

**第三十三条** 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照本办法办理。

**第三十四条** 香港服务提供者在内地仅投资《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域，澳门服务提供者在内地仅投资《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域，其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法（试行）》办理。

**第三十五条** 商务部于本办法生效前发布的部门规章及相关文件与本办法不一致的，适用本办法。

**第三十六条** 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构依据本办法第三章和第四章，对本区域内的外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

**第三十七条** 本办法自公布之日起施行。

**第三十条** 外商投資事項が独占禁止審査に及ぶ場合、関連規定に基づき取り扱う。

**第三十一条** 外商投資事項が国家安全審査に及ぶ場合、関連規定に基づき取り扱う。備案手続あるいは監督・検査の際に、当該外商投資事項が国家安全審査範囲に該当する可能性があるものの、外商投資企業の投資者が商務部に国家安全審査申請を提出していないと備案機関が判断した場合、備案機関は直ちに商務部に安全審査申請を提出するよう投資者に告知するとともに、関連手続の取扱を一時停止し、同時に商務部に関連情報を報告しなければならない。

**第三十二条** 投資類外商投資企業（投資性公司・ベンチャーキャピタル企業を含む）は外国投資者と見做し、本弁法を適用する。

**第三十三条** 香港特别行政区・マカオ特别行政区・台湾地区的投資者による投資が国家の規定により実施される参入特別管理措置に該当しない場合、本弁法を参照し手続を行う。

**第三十四条** 香港のサービス提供者は本土において、《〈本土および香港のさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配〉のサービス貿易協定》により香港に開放されているサービス貿易分野へのみ投資を行い、マカオのサービス提供者は本土において、《〈本土およびマカオのさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配〉のサービス貿易協定》によりマカオに開放されているサービス貿易分野へのみ投資を行い、それらの会社設立および変更の備案は、《香港・マカオのサービス提供者の本土における投資備案管理弁法（试行）》に基づき手続を行う。

**第三十五条** 商務部が本弁法の発効前に公布した部門規則および関連文書が本弁法と一致しない場合、本弁法を適用する。

**第三十六条** 自由貿易試験区・国家级经济技术开发区の関連機構は本弁法第三章および第四章に基づき、当該区域内の外商投資企業およびその投資者による本弁法の遵守状況に対する監督・検査を実施する。

**第三十七条** 本弁法は公布日より施行す

<p>《自由贸易试验区外商投资备案管理办法（试行）》（商务部公告2015年第12号）同时废止。</p> <p>附件：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外商投资企业设立备案申报材料.docx</li> <li>2. 外商投资企业变更备案申报材料.docx</li> <li>3. 外商投资企业设立备案回执.docx</li> <li>4. 外商投资企业变更备案回执.docx</li> </ol>	<p>る。《自由貿易試験区外商投資備案管理弁法（試行）》（商務部公告 2015 年第 12 号）は同時に廃止する。</p> <p>付属文書：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外商投資企業設立備案申告資料.docx</li> <li>2. 外商投資企業変更備案申告資料.docx</li> <li>3. 外商投資企業設立備案受領書.docx</li> <li>4. 外商投資企業変更備案受領書.docx</li> </ol>
---	---